

3 教高第 397 号
3 教学第 400 号
令和 3 年（2021 年）9 月 2 日

県立高等学校長 様

高校教育課長
学びの改革支援課長

新型コロナウイルス感染症への対策を講じている期間の非常勤
講師の業務について（通知）

非常勤講師の業務については、令和 2 年 11 月 26 日付け 2 教高第 540 号及び 2 教学第 471 号により通知したところですが、新型コロナウイルス感染症への対策を講じている期間における取扱いを下記のとおりとしますので、適切に運用してください。

記

各校の状況に応じて、生徒同士の接触機会を低減させている期間において、学校長は生徒が行う自宅学習支援のための業務（ただし、「授業」又は「授業に付随する補充的授業」の代わりに行うものに限る。）を命ずることができること。

なお、当初予定されていた勤務時間の範囲内で割り振ることができること。

高校教育課教職員係 （課長）服部 靖之 （担当）伊藤 忍 電話：026-235-7429 F A X：026-235-7488 E-mail：koko-kyoshokuin@pref.nagano.lg.jp	学びの改革支援課高校教育指導係 （課長）曾根原 好彦 （担当）有賀 浩 電話：026-235-7435 F A X：026-235-7495 E-mail：kyogaku-koko@prefnagano.lg.jp
--	---